

生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は人吉市立第一中学校生徒会といい、本部を本校内に置く。
- 第2条 この会は本校生徒会全員で構成される。
- 第3条 この会は生徒会の総意のもとに、自主的、自治的活動をすすめ、明朗健全な校風を築くことを目的とする。
- 第4条 この会の会員は平等に次の権利と義務持つ。
- (1) 役員の選挙権・被選挙権
 - (2) 生徒総会、学級会に出席し、討議およびその議決に参加する権利および義務

第2章 組 織

- 第5条 この会は、次の組織で運営する。
- (1) 生徒総会
 - (2) 代議員会
 - (3) 学年生徒会
 - (4) 学級会
 - (5) 特別委員会
 - (6) 執行委員会
 - (7) 専門委員会
 - (8) 選挙管理委員会
- 第6条 生徒総会は、この会の最高の議決機関である。
- 第7条 (1) 代議員会は、各学級2名の代議員によって構成し、諸事項の審議、決定又は承認を行う。
- (2) 執行委員会は、生徒会長、副会長、書記長、書記次長、特別委員によって構成し、生徒会すべての企画・執行にあたる。執行委員会には必要に応じて専門委員長も参加できる。
- 第8条 学年生徒会は、その学年の代議員によって、その学年の問題を取り扱う。
- 第9条 学級会は学級全員によって運営される。
- 第10条 (1) 特別委員会は、必要に応じ代議員会の決定により作られる。
- (2) 専門委員会は、各学級の代表により構成される。

第3章 委員及び選挙

- 第11条 この会は次の委員を置く。
- (1) 生徒会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記長 1名
 - (4) 書記次長 1名
 - (5) 議長
 - (6) 特別委員 8名
 - (7) 代議員 各組2名
 - (8) 専門委員
- 第12条 各委員の任務は次の通りとする。
- (1) 生徒会長は生徒会を代表し、生徒会活動及び記録保管の責任を持つ。
 - (2) 副会長は生徒会長を助け、事情によっては会長の代理をする。
 - (3) 書記長及び書記次長は会の事務・記録の一切をつかさどる。
 - (4) 特別委員は執行委員会を構成し、生徒会運営上の企画執行の一切をつかさどる。
 - (5) 代議員は代議員会を構成し、生徒会運営上の議決の任にあたる。
 - (6) 専門委員は各部委員会を構成し、日常活動にあたる。

第13条 委員の選挙は次のように行う。

- (1) 生徒会長、副会長、書記長、書記次長は2学期末に立候補の上会員全員で投票する。ただし、対立候補者がいない場合、無投票当選とする。
- (2) 代議員は年度始めに学級毎に選挙する。
- (3) 3年生より各クラス2名の選挙管理委員を推せんし、正副委員長を任命する。
(原則として代議員がこれにあたる。)
- (4) 執行委員は、生徒会長が任命する。

第14条 委員の任期は4月より翌年の3月までとする。ただし、1月より新委員に事務移管をする。

第4章 会 議

第15条 生徒会役員に異動があった場合は、次点をくり上げとする。(期間は前者の残り期間とする。)

第16条 代議員会は毎月1回以上会長が召集する。

第17条 生徒総会および代議員会の成案の中で、学校の方針に関係のあるものは、職員会の承認を必要とする。

第18条 学年生徒会は必要に応じて、開くことができる。

第19条 学級会は必要に応じて開くことができる。

第20条 会議はその会を構成する人員の3分の2をもって成立し、その議決は出席者の過半数を必要とする。

第5章 顧問及び指導者

第21条 生徒会に属する団体には職員の顧問をおく。

第22条 指導者を必要に応じておくことができる。

第6章 会 計

第23条 この会の経費は学校予算より計上する。

第24条 この会の会計事務は会計が行う。

第7章 付 則

第25条 この会は生徒会の決定により、会則に反しない限りにおいて細則を定めることができる。
この場合は会員に知らせる。

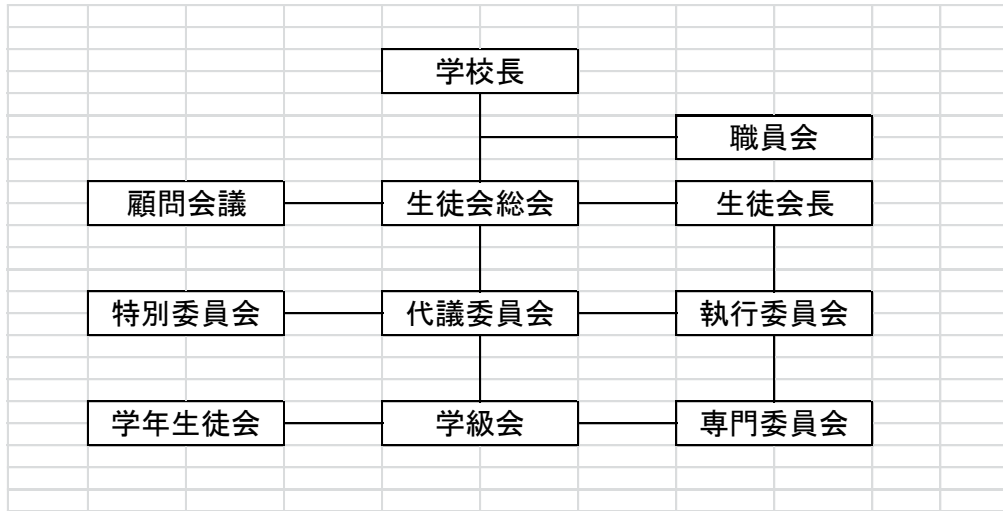
第26条 この会則の改正は代議員会において3分の2以上の賛成を必要とし、さらに総会において過半数による承認をえなければならない。

◎昭和61年2月24日 生徒会会則の一部改正

◎平成11年1月24日 生徒会会則の一部改訂

◎平成13年6月21日 生徒会会則の一部改訂

生徒会機構



学級会機構

